

## 岡崎市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校等に在籍する者（以下「生徒」という。）の授業料負担者のうち、公私立学校間における授業料負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立学校教育の振興に寄与するために、予算の範囲内において、授業料の補助を行うものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「私立高等学校等」とは、国及び地方公共団体以外の者が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（修学年限が3年の高等課程に限る。）をいう。

2 この要綱において「授業料負担者」とは、生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する者）のほか、私立高等学校等に在籍する者で自己の勤労に基づいて得た収入によって自己の主たる生計を維持し自ら授業料を負担している者等をいう。

(対象者の要件)

第3条 この補助金の交付対象となる授業料負担者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において、生徒の授業料負担者であること。
- (2) 基準日において、市内に住所を有すること。
- (3) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第1に掲げる所得基準の「甲」若しくは「乙」の区分に該当すること又はそれに準ずること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 基準日において、生徒が当該学校における特待生で授業料の納付を全額免除されている場合
- (2) 生徒が通信制の課程、専攻科又は別科に在籍する場合
- (3) 生徒が私立高等学校等に3年を超えて在籍する場合
- (4) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の交付により納付すべき授業料として負担する額が生じない場合

(補助額)

第4条 補助金の額は、1学年度における生徒1人につき年額12,000円とする。ただし、当該年度分として私立高等学校等へ納付すべき授業料として負担する額が補助額に満たない場合は、当該納付すべき授業料負担相当額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補助額とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付申請は、授業料負担者が行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、岡崎市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請者に対し、対象者の資格等を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申請することができない。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を審査し、授業料補助の可否を決定し、当該申請者に補助金交付決定通知書又は補助金非該当決定通知書によって通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により授業料の補助を受けた者がいるときは、その者が既に受けた補助の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。